

## 令和2年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

### 1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、73都道府県市（都道府県、20指定都市、6児童相談所設置市）及び3国立施設（令和2年度末現在）を対象に、令和2年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 令和2年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は389件であった。令和2年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（令和元年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市等において虐待の事実が認められた件数は121件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が67件（55.4%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が20件（16.5%）、「障害児入所施設等」が11件（9.1%）、「児童心理治療施設」が8件（6.6%）、「児童自立支援施設」が6件（5.0%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が62件（51.2%）、「心理的虐待」が36件（29.8%）、「性的虐待」が16件（13.2%）、「ネグレクト」が7件（5.8%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は215人であった。児童の性別は、「男子」が125人（58.1%）、「女子」が82人（38.1%）である。就学等の状況は、「小学校等」が92人（42.8%）、「就学前」が47人（21.9%）、「中学校等」が39人（18.1%）、「高等学校等」が31人（14.4%）、「就労・無職等」が2人（0.9%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

## 2 令和2年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果

### (1) 各都道府県市への届出・通告について

#### ① 届出・通告数

- 令和2年度に都道府県市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は389人であり、届出・通告の受理件数は372件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が150人（38.6%）、「児童本人」が108人（27.8%）、「家族・親戚」が25人（6.4%）、「児童本人以外の被措置児童等」が20人（5.1%）、「学校・教育委員会」が9人（2.3%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	児童家庭支援センター	学校・教育委員会	保育所・幼稚園	市町村	児童委員	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	108	20	25	150	5	14	9	5	6	0	6	3	28	10	389
割合	27.8	5.1	6.4	38.6	1.3	3.6	2.3	1.3	1.5	0.0	1.5	0.8	7.2	2.6	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数372件と一致しない。

#### ② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が234件（62.9%）、「都道府県市の担当部署」が133件（35.8%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	234	133	1	0	4	372
割合	62.9	35.8	0.3	0.0	1.1	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例386件（令和元年度以前からの継続事例14件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は379件、「事実確認を行っていない事例」は7件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は121件（31.3%）であった。

（単位：件、%）

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	121	217	41	379	1	6	386
割合	31.3	56.2	10.6	98.2	0.3	1.6	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例121件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が67件（55.4%）、「里親・ファミリーホーム」が20件（16.5%）、「障害児入所施設等」が11件（9.1%）、「児童心理治療施設」が8件（6.6%）、「児童自立支援施設」が6件（5.0%）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設67件のうち、ユニットケア（8人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、32件であった。

ア 施設等種別内訳

（単位：件、%）

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	5	67	8	6	20	11	4	121
割合	4.1	55.4	6.6	5.0	16.5	9.1	3.3	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	20	1	5	8
13人～19人	1	0	1	2
12人以下	4	3	1	0
本園内ユニット(8人以下)	32	2	1	0
地域分園型ユニット(8人以下)	10	0	0	0
合計	67	6	8	10

② 自治体等別

○ 73自治体中、40自治体で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	8	1	京都府	1	1	千葉市	1	0
青森県	1	1	大阪府	21	4	横浜市	11	5
岩手県	0	0	兵庫県	5	3	川崎市	6	0
宮城県	2	0	奈良県	0	0	相模原市	0	0
秋田県	0	0	和歌山県	8	3	新潟市	1	0
山形県	3	2	鳥取県	3	0	静岡市	1	0
福島県	3	3	島根県	7	0	浜松市	0	0
茨城県	0	0	岡山県	0	0	名古屋市	1	1
栃木県	4	4	広島県	3	0	京都市	4	1
群馬県	3	1	山口県	11	4	大阪市	53	4
埼玉県	6	3	徳島県	0	0	堺市	4	2
千葉県	8	3	香川県	3	0	神戸市	3	0
東京都	56	34	愛媛県	6	1	岡山市	1	1
神奈川県	7	3	高知県	14	1	広島市	2	0
新潟県	2	2	福岡県	0	0	北九州市	3	1
富山県	1	0	佐賀県	7	2	福岡市	5	0
石川県	1	1	長崎県	9	2	熊本市	3	0
福井県	1	1	熊本県	7	4	横須賀市	0	0
山梨県	2	1	大分県	7	1	金沢市	1	1
長野県	6	5	宮崎県	2	1	明石市	0	0
岐阜県	6	4	鹿児島県	5	0	世田谷区	1	0
静岡県	12	0	沖縄県	3	3	江戸川区	0	0
愛知県	10	3	札幌市	1	0	荒川区	0	0
三重県	3	0	仙台市	5	1	国立	0	0
滋賀県	0	0	さいたま市	5	2	合計	379	121

※ 令和2年度に確認等を行った事例の件数(令和元年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	62	7	36	16	121
割合	51.2	5.8	29.8	13.2	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた121件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は215人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	不明	合計
人数	125	82	8	215
割合	58.1	38.1	3.7	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	不明	合計
人数	33	70	67	45	0	215
割合	15.3	32.6	31.2	20.9	0.0	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	不明・その他	合計
人数	47	92	39	31	1	2	3	215
割合	21.9	42.8	18.1	14.4	0.5	0.9	1.4	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた121件の事例について、虐待を行った職員等（里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。）の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、121件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は150人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「衝動性」、次いで「怒りのコントロール不全」や「養育技術の低さ」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	37	41	35	29	6	2	150
割合	24.7	27.3	23.3	19.3	4.0	1.3	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	その他	合計
人数	62	43	34	4	6	1	150
割合	41.3	28.7	22.7	2.7	4.0	0.7	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人、%)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	66 (44.0%)	44 (29.3%)	59 (39.3%)	27 (18.0%)	45 (30.0%)
なし	32 (21.3%)	42 (28.0%)	32 (21.3%)	34 (26.7%)	45 (30.0%)
不明	52 (34.7%)	64 (42.7%)	59 (39.3%)	89 (59.3%)	60 (40.0%)
合計	150 (100.0%)	150 (100.0%)	150 (100.0%)	150 (100.0%)	150 (100.0%)

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況について「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い」で、55件であった。
- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況について「十分でなかった」又は「なされていなかった」との回答が最も多い項目は、「子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた」で、7件であった。
- 日課の面では「娯楽・テレビの時間」、「就寝時間」が多い。  
発生場所については、居室（個室）や居室（ホール等）において多く起こっている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合計
特定の職員が子どもを抱え 込まないような支援体制が 整えられている	17	16	15	36	17	101
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図られ、 施設の風通しが良い	15	20	11	39	16	101
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	17	17	40	14	13	101
第三者委員の活用がなさ れ、子どもたちにその役割 を周知している	16	28	39	10	8	101
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	22	32	15	24	8	101
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	17	19	31	26	8	101
子どもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	19	24	28	18	12	101
自立支援計画策定時の子ど もの意向や意見の確認して いる	18	22	52	6	3	101

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

	なされていた	どちらかというとなされていた	どちらとも言えない	十分でなかった	なされていない	合計
里親等が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている	2	7	8	3	0	20
里親家族内での養育に対する考え方や方針が一致して養育がなされていた	2	2	10	4	2	20
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	4	6	5	3	2	20
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問や子どもへの面接などが行われ、養育がなされていた	3	9	6	0	2	20
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	0	4	11	4	1	20
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	0	7	10	3	0	20
子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	0	2	11	4	3	20
児童相談所で策定される自立支援計画について里親と子どもが共有して養育がなされていた	0	4	12	4	0	20



ウ 発生時間

時間	件数
0:00～( 5:00)	8
5:00～( 6:00)	1
6:00～( 7:00)	2
7:00～( 8:00)	10
8:00～( 9:00)	3
9:00～(10:00)	6
10:00～(11:00)	6
11:00～(12:00)	3
12:00～(13:00)	1
13:00～(14:00)	2
14:00～(15:00)	7
15:00～(16:00)	2
16:00～(17:00)	4
17:00～(18:00)	9
18:00～(19:00)	9
19:00～(20:00)	9
20:00～(21:00)	5
21:00～(22:00)	5
22:00～(23:00)	2
23:00～(24:00)	4
合計	98

※回答なし 23

エ 日課

日課	件数
食事時間	9
配膳・後片付けの時間	12
登校から下校までの時間	1
運動・スポーツ時間	3
娯楽・テレビの時間	36
行事・イベント時	0
外出時	1
無断外出時	0
清掃時間	3
自由時間	11
就寝時間	24
合計	100

※回答なし 21

オ 場所

場所	件数
居室(個室)	42
居室(ホール等)	51
調理室(台所)	2
浴室	1
トイレ	1
医務室	1
静養室	1
相談室	2
スタッフルーム(職員室)	5
宿直室	0
施設等内の他の建物	2
施設等内の庭・運動場等	5
施設等の外	10
合計	114

※回答なし 7

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は64件(52.9%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は16件(13.2%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は57件(47.1%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は17件(14.0%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	64	3	21	16	17	121
割合	52.9	2.5	17.4	13.2	14.0	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	57	5	6	3	4	1	1	0	1	17	26	121
割合	47.1	4.1	5.0	2.5	3.3	0.8	0.8	0.0	0.8	14.0	21.5	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、121件中35件(28.9%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された35件において、学識者をメンバーとしているのは82.9%、医師をメンバーとしているのは71.4%、弁護士をメンバーとしているのは74.3%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置している	設置していない	合計
件数	35	86	121
割合	28.9	71.1	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県市	児童福祉審議会	法人又は施設	合計
件数	8	13	14	35
割合	22.9	37.1	40.0	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	13	8	2	5	0	2	1	0	0	0	4	35
割合	37.1	22.9	5.7	14.3	0.0	5.7	2.9	0.0	0.0	0.0	11.4	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県市職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	その他の者	回答数
構成メンバー	5	5	2	29	25	26	17	18	35
割合	14.3	14.3	5.7	82.9	71.4	74.3	48.6	51.4	100.0

(4) 虐待発生時の状況（回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・当該職員を怖いと訴える児童がいたが、児童の声が汲み取られることはなく、児童の意見を聴取する仕組みも未整備だった。
- ・職場の風通しや雰囲気が悪いため、組織による統一した支援が行いにくく、適切な支援の基準が曖昧になっていた。
- ・全職員で虐待や適切な関わり方に関するチェックリストを実施していたが、加害職員の言動に対しての認識の甘さがあった。
- ・加害職員は、上司の目の届かないところで、不適切な対応を行っていた。また、同僚も加害職員の行動を注意することができなかった。
- ・施設が職員の虐待を認知していながらも、当該職員への指導のみで事態を収束させ、通告をしなかった。
- ・リーダー職も人材不足で、当該職員が入職後数ヶ月でリーダー職を担っていた。
- ・地域小規模児童養護施設であり、本園と比べ、職員体制が手薄かった。
- ・施設で、職員の指示に従わなければ、ゲーム禁止にしたり、脅したりするといった対応が容認され、改善のための取組や指導がなされていなかった。
- ・経験年数の浅い職員の多くは、当該職員の関わりについて不快に感じていたが、ベテラン職員ほど肯定的に捉えていた。
- ・人材不足もあり、欠員の出たところに新規採用職員を充て、結果、当該寮に若手職員が集中してしまった。
- ・業務の引継ぎにおいてカバーで入る職員への児童の情報や支援方法の伝達が不十分であった。ベテラン職員には、相互の支援方法について「暗黙の了解」があったが、引継ぎの重要性の認識が欠如していた。
- ・施設には身体接触が伴う児童へのかかわりについての統一したマニュアルやルール等がなかった。
- ・子どもの意見を反映し、改善する仕組みが不十分であった（意見箱を設置していたが、意見に対する答えは掲示していなかったり、職員と入所児童の意見交換の場で児童が意見を言いにくい等）。
- ・子どもに力づくで言うことを聞かせるという施設文化が残っていた。
- ・児童相談所により養育指導等が行われていたが、里親の独自の養育観があり、里親とのレベル合わせができていなかった。
- ・本件の発覚後、すぐに職員Aを出勤停止、全児童への聞き取りを行っており、必要な体制が整えられていた。
- ・常勤職員については被措置児童等虐待の防止について周知がされているが、非常勤職員には十分に周知がなされていなかった。
- ・施設の運営規程に「利用児の人権擁護及び虐待防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する」とあるが、定期的に研修が実施されていなかった。
- ・コロナ禍においては里親宅への訪問を控え、電話確認に留めていたが、結果的に家庭内のストレスが増大していることへの把握が遅れた。

- ・被虐待児や発達障害児を受入れ、対応が難しい特性のある児童への関わりの中で、里親の負担が大きくなっていた。
- ・定期的に職員会議や事例検討会を実施しているものの、限られた時間内では上がらないケースもあり、職員の困り感を共有できない場面があった。
- ・当該児童から他の職員へ身体的虐待の相談があったものの、そのことを施設内に報告・共有ができていなかった。
- ・当該施設は、養育スキルについて定評があったため、対応が難しい児童が複数名入所していた。結果、常日頃から職員には負担がかかり、事案の発生に至った。
- ・職員同士のよりよい処遇を目指すための議論等が十分に行えず、一部の職員の独善的な姿勢や考え方が、(特に経験の浅い)他の職員に影響を与えてしまった。
- ・休校やコロナ禍で支援会議の開催が減り、職員同士が話す機会が極端に減っていた。

## ② 職員等

### (感情の問題)

- ・加害の事実を認めたが、「児童は守られるが、職員はやられっぱなしで守ってくれるのか」等の発言があった。言葉づかいの荒さ等を注意しても「なぜ自分ばかり注意するのか」「そんなことを言われると士気が下がる」と被害感を示す。
- ・虐待を認め、反省の弁もあったが表面的で反省の様子は見られない。また、施設からの指導についても真摯に受け止めている様子も見られない。施設への不満を訴える場面が多く見られ、感情を抑えきれず、一方的に発言したり不満をぶちまけたりと感情のコントロールがうまくいかない状態であった。
- ・感情的になりやすく、時々かっとなり、攻撃的になることがあった。
- ・職員は精神的にまいっていて病院に通っていた。
- ・せかせかするタイプで、仕事が重なるとパニックを起こす。
- ・怒っている時に言葉遣いが荒くなる。
- ・新人職員への指導やフォローに入らなければならない、強くプレッシャーを感じる状況にあった。
- ・本件以前から、電話の内容を覚えられないことや、眠れない等のメンタルの不調が続いていた。
- ・職員の不自然な行動について指摘すると、自らの性的欲望を満たすという積極的な理由があったことを認めた。
- ・里母は、「自分が主体で養育しなければならない」「(里父)は体調が悪いから、怖いから刺激してはいけない」といったプレッシャーを感じながら養育にあたっていた。
- ・新人職員であり、児童との関係性ができていなかった。手順の覚えが悪く、ミスも目立ち、児童から批判的となっていた。当該児童からも横柄な言動で職員に指示をするなど、イライラしている状況であった。
- ・リーダー的な役割を果たそうと人一倍責任を感じていた。
- ・パニック障害の診断を受け、月1回程度の精神科通院を継続していることを確認。被害児童の将来に関して悲観的なイメージを持つようになり、感情的になる場面が増えていた。
- ・被虐待児は加害職員に対し、ため口で話したり軽んじるような態度であったため、注

- 意をしたが聞き入れられず、不満を持っていた。
- ・児童の養育に熱心な反面、指導が行き過ぎる面があった。また、熱心さから児童との距離感が過剰に近づく特徴もある。
  - ・里母の実子が思春期にさしかかり、里母との関係性が変化してきたことに加え、コロナ禍の休校期間中、里母と実子、委託児童で過ごす時間が長くなり、里母が抱えるストレスが増大していた。
  - ・被害児童とのやり取りで、イライラして怒鳴ったり壁を叩いたりした。
  - ・里父は「本児が過去に性被害に遭ったことは知っていたが、触りたい気持ちが強かった」と話す。性的欲求のコントロールに困難さがあったと考えられる。
  - ・怒りのコントロール等のスキルを十分に身に着けていなかった。
  - ・里母は、本児が特別支援クラスでの対応が望ましいと指摘されたことにショックを受け、本児が普通クラスで継続できるよう話をしようとしたが、本児がふざけたりしたため、叩いてしまった。
  - ・児童の面前で、里母が里父に対して感情的に接し、お互いの不満をぶつけあうことが多かった。また、里父は感情的に児童と接することが多かった。
  - ・若手職員に負担をかけまいというプレッシャーから、強引な問題解決方法やパワーを用いた指導方法に陥った。
  - ・被害児童からの暴力をあおるような発言に耐えかねて、職員は威圧的になり、ついには暴力に及んでいる点から、冷静さを失い、職員としての感情コントロールが十分にできなくなったと思われる。

#### (養育姿勢の問題)

- ・障がい特性の理解不足、専門的知識の不足、支援技術の未熟が見られた。
- ・人権意識及び職業倫理が不十分であった。
- ・加害職員らに、児童に対して友達感覚で発する言葉が不適切であり、児童虐待に当たる可能性もあるという認識がなかった。
- ・高圧的な言動により施設内の用心棒的な役割を自認し、周囲の職員もそれに頼っていた側面がある。
- ・上司の指導もあったが、子どもとの距離の取り方を改めることはしなかった。支援の方法や職員側のルールについても怠ることがあった。
- ・私的感情から、施設で禁止されているにもかかわらず被害児童と連絡先を交換し、やりとりをしていた。職員の日常的な支援場面についても、同僚職員や他の専門職種も指導をしていたが、自らの対応を改めることはしなかった。
- ・里父は、会社を病気療養するなど不安定な体調であった。また、主体的に養育に参加している様子は見られなかった。
- ・勤務時間中のネットへの投稿、同僚職員の支援方針を誹謗中傷するような書き込みもあり、施設から勤務時間中のスマートフォンの所持・利用を禁じられていたが、それ以降も利用を続けていた。
- ・夜勤帯における飲酒疑惑や酒気帯び状態で勤務に従事したり、喫煙のために児童から目を離し、本施設の敷地を抜け出すなど、就業規則に抵触する勤務実態も認められた。
- ・当直室の施設のルールを徹底せず、指導されることがあった。

- ・職員は、当直室内で自慰行為をすることについては、「人に見えないところ なの  
いいのかなと思っていた。」等、勤務に従事していることの自覚が欠落してしまっ  
ており、意識の希薄さが認められた。
- ・過去に身体的虐待該当の判断がなされた経歴があり、自らの不適切養育を改めるよ  
う意識していたが十分でなかったと認める。
- ・子どもに対し、独自の食事ルールなどを課すなどし、「直接叩かなければよいと認  
識していた」との弁明をしていた。
- ・職員間の打ち合わせや引継ぎをせずに、寮のルールを自己判断で緩めてしまうこ  
とが頻繁にあった。
- ・不衛生な住環境で、また里父母とも安全配慮に欠ける不適切な養育状況等もあつた。  
子どもへの対応について、保育所からの指摘もあつたが、前向きに改善する姿勢を見  
せなかった。
- ・支援上の配慮が必要な児童に対する理解に努める様子は確認されたが、適切な声かけ  
等の専門性に欠ける面が確認された。
- ・被害児童の委託措置後に里父母が離婚、同居の祖母の協力を得ながら里母による養  
育が継続されていた。被害児童の中学校進学後、不登校の問題が出現し、被害児童と衝  
突する機会が増えていた。
- ・当該職員は児童、職員に関わらず人との距離感が近く、何度も注意するが、改まら  
なかった。
- ・専門的知識が豊富である反面、他者の意見を聞き入れない等があつた。
- ・児童への処遇経験が乏しく、児童のパニックに適切に対処ができなかった。
- ・児童に求める要求水準は高く、児童に負担になることもあつた。
- ・養育姿勢は優しい職員であり、適切な対応を行っていたが、反面でスキンシップを目  
的とした距離の近さがあつた。
- ・里親家庭では食事や生活を楽しむことよりも、「指導する」ことに重点がおかれ、体  
罰のような形で手が出ており、また、体罰も虐待になるという認識が不足していた。
- ・当該職員らの対応について、一部の職員は、威圧行為であるとの認識はあるものの、  
大半が虐待行為や不適切な行為ではないと否定し、子どもの「怒り役」となっている  
との容認するような認識。
- ・子どもへの関わりが少し熱く、視野が狭まることがある。
- ・本児の問題行動に関して効果的な説諭ができなかったほか、良好な関係性の構築に困  
難が見られた。
- ・里父の性加害への意識の不足が考えられる。
- ・里母一人での養育となっていたため介入する家族がおらず、虐待のエスカレートを止  
める者がいなかった。
- ・児童相談所や他の里親支援機関の介入を拒む傾向があつたり、里親同士のつながりも  
なく相談相手がいなかった。
- ・他の職員からの批判もなかったため、独善的な認識を有するようになった。
- ・自身の対応を有効な手法であると信じ、子どもの権利擁護や被措置児童虐待禁止の認  
識が希薄であつた。
- ・被害児童の立場や思いに寄り添えず、養育姿勢の未熟さを感じる。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応 (③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。)

① 施設の体制等の改善に向けた対応 (重複あり)

	委員会を設置し議論 (検証委員会・再発防止委員会)	権利擁護等の研修への職員派遣や施設内での研修を増やし、専門性の向上を図る	職員会議又はケース検討会議の回数を増やし、入所児童及び職員の情報共有を図る	第三者評価又は自己評価を年度内に複数回行い、施設運営の改革を図る	S V体制等の施設内のチームアプローチ態勢を整える
件数	27	91	60	42	77
割合	26.7	90.0	59.4	41.6	76.2
	子どもの意見を汲みあげる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ替え、異動等を行う	職員のストレス等の状況調査を行う	職員の勤務体制の改善を行う	
件数	52	45	31	40	
割合	51.5	44.6	30.7	39.6	

※割合は101件の施設で生じた虐待事案に対する割合を示している。

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応 (重複あり)

	各種研修への参加	S V等の指導体制の充実	嚴重注意	配置転換	継続的な面接	被害児童との関係再構築	心理治療等
件数	52	35	62	46	32	30	12
割合	51.5	34.7	61.4	45.5	31.7	29.7	11.9
	勤務負担の軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
件数	24	37	16	7	8	15	
割合	23.8	36.6	15.9	6.9	7.9	14.9	

※割合は101件の施設で生じた虐待事案に対する割合を示している。

③ 被害児童・保護者への対応状況

虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、対応していない事例が121件のうち8事例あった。

(単位:件(%))

	加害職員が対応	施設長が対応	加害職員・施設長以外の職員(児相を含む)が対応	対応していない	被害児童、保護者のどちらに対しても対応していない事例
被害児童	34(28.1%)	53(43.8%)	89(73.6%)	18(14.9%)	8(6.6%)
保護者	17(14.0%)	54(44.6%)	79(65.3%)	19(15.7%)	

④ 具体的対応例 (回答のうち主なものの要旨を記載)

【職員、体制面への対応】

(検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等)

- ・法人内において、ケース検討会議が開かれたが、その後職員が全員離職、施設が閉鎖となったため、その後の対応はなし。
- ・院内虐待防止委員会へ通報。その後、障害者虐待防止委員会を設置。
- ・第三者委員が参画する虐待防止委員会を設置。
- ・地域小規模児童養護施設の児童ケアに関して、心理士や主任がグループで検討し、現場に入りながら対応方法の見直しをした。
- ・施設内に運営改善検討チームを設置し、施設の全職員、全児童を対象として実態調査を実施。改善すべき課題や解決策などについて検討を進める。
- ・事故検証委員会を設置し、事故の原因究明及び再発防止を行い、検証結果を報告。
- ・不定期開催であった課内会議を月1回の定期開催に変更。
- ・全国児童養護施設協議会の人権擁護・人権侵害防止及び「性的虐待」防止のための点検チェックリストに沿った年3回の自己点検を徹底。各人の評価結果について、施設長または養育適正化委員が全職員に聞き取りを実施。改善が必要な点については同委員会において検討し、指導などの改善を行う。
- ・児童虐待問題に精通した有識者を委員として選任し、児童虐待等対策委員会の組織改善を行った。
- ・外部臨床心理士アドバイザーを含む全職員で再発防止のための、ワークショップを実施。施設内虐待について、リスクや具体例など、防止策を検討した。また過去10年間の暴力問題（児童から児童、児童から職員、職員から児童）をケース記録から洗い出し、なぜ暴力が継続したか、検討ワークショップを実施し、過去の事例を通して、再発防止について話し合った。
- ・施設内において、自分の感情のコントロールについてのグループ討議を開催。
- ・施設の若手職員・中堅以上の職員による検討協議の場をそれぞれ設け、再発防止のため、改善策の検討を行なった。
- ・ホーム内においてミーティングを実施。また、同事業者の運営する他の援助ホームとも経緯を共有。
- ・里親のため、組織的な対応はない。
- ・施設内暴力・虐待に係る事案について施設職員、小中学校の校長や児童相談所と連携して、施設全体で取り組む「安全委員会方式」を実践しており、委員会の場での共有や意見聴取を行っている。(S V体制、職員支援体制、自己点検等)・S V体制を強化するとともに、必ずチームを組んで複数で対応するようにする。また、年2回施設長との面談を行い、意思疎通、意見交換を図り、風通しの良い組織づくりに努める。
- ・管理監督者による支援現場の確認や職員との定期的な個別面談を実施。
- ・より良い支援方法や支援のポイントを整理した「事例集」を整備。
- ・再発防止を図るために『体罰等によらない子育てを広げよう』(厚労省リーフレット)、県作成の『被措置児童等虐待対応マニュアル』、施設作成の『施設内虐待防止・対応マニュアル』について周知。
- ・加害職員に対する再教育プログラムの実施。週ごとの目標設定、1ヶ月ごとのレポート



ト作成を行い、先輩職員による指導を受ける。

- ・倫理規定及び行動指針等を新たに策定し、少人数でのワークショップを実施。
- ・法人職員や施設OB等からSVを委嘱して、SV体制の構築。
- ・新人職員が偏らないような人員配置への配慮。
- ・指導・監督する役割を担う職員が、別の寮の現場に入っており、十分に機能していなかったため、別にその役割を担う職員を配置。
- ・新たな人事評価制度の整備を検討し、「職員の支援に係る知識や習熟度などを適切に評価」する仕組みを構築。施設全体の具体的な人材育成目標「職場研修実施要綱」を策定。新任職員（入職から3年目）が習得すべき項目を定めて育成する。
- ・里親に対する児童相談所からの支援に関して、県社会福祉審議会を活用して、里親養育にかかる支援上の留意点等について通知を行った。
- ・新人職員研修の他、数か月から1年程度をかけてOJT担当育成員を中心とした育成プログラム研修を実施。
- ・施設だけではなく、法人も加わり新人教育を実施する体制を構築。
- ・主任、心理士、ユニットリーダーにおける中堅職員のリスクマネジメント強化を図るため、毎週リーダー会議を実施。また、リスク点検のため、各ユニットからリスク報告書を毎月提出。
- ・既存の「障害者虐待防止チェックリスト（職員セルフチェックリスト）」を年1回実施していたが、活用できていなかったため、新たに法人独自の「虐待の芽チェックリスト」を作成し、月に一回実施することとした。
- ・日勤から夜勤者への引継ぎ時、夜勤責任者が各フロアの状況を把握し、夜勤帯の職員配置等を日々検討し支援体制を構築。
- ・心理担当職員によるカウンセリング（アンガーマネジメント、アサーション トレーニング等）を実施。
- ・地域小規模化に伴い、人員増員による負担軽減、職員の役割（例：ユニットリーダー）を新設し、職員の人材育成と職員・子どもへのフォローの徹底を行う。
- ・非常勤医師を活用し、施設内研修、個別ケースへのスーパーバイズ、職員のメンタルケア等を検討。
- ・運営会議に外部SV担当者を導入し開かれた会議態勢を構築。
- ・児童相談所心理司と施設内心理司の意見交換会の実施
- ・医療機関との頻回な情報交換、入所児童カンファレンスへの積極的な参加
- ・職員同士の関係性に溝が生じていたため、施設全体として認識の共有ができる体制づくりのための取組を実施する。
- ・長期に固定化した職員の異動を行い体制を刷新するとともに、法人内の経験豊富な心理職をスーパーバイザーとして兼務配置し、心理治療班のアセスメント機能の充実に向けた取組を開始。

（勤務体制、リスクマネジメント等）

- ・事故、ヒヤリハット、児童からの苦情や要望等の意見を集約・分析し、予防に努めるとともに、対応や支援の標準化を図る。また、防犯カメラの設置箇所を増加した。

- ・人権侵害に繋がる恐れのあるヒヤリハットに高い見積もりを立てるリスク評価への修正作業と実施。
- ・施設長・主任会議を月 1 回開催し、組織から逸脱した行動や支援方法に疑問がある職員を感知し、その職員への対応の方針を決定し、その後の進捗状況を評価する（PDCA の実施）。主任が各小舎の会議に出席し、心配な職員に対して個別の指導ができる体制を整える。
- ・宿直職員のみで対応困難な事態に陥った際の、他の宿直者への応援を求めるツールの見直しや、園内研修の計画などに取り組む。
- ・分園の小舎における夜間 1 人対応への配属については、入職後の経過期間だけでなく、職員の能力、適性等のほか、本人の意向も含め慎重に判断する。
- ・これまで、ユニット・個人単位で行っていた引継ぎを施設全体の会議での引継ぎに変更し、伝え漏れを防ぐとともに、多様な意見を得ることができるよう改めた。
- ・日課や当番制の考え方を見直し、子ども個人の思いに寄り添った視点へ改めた。
- ・個人面談、法人サポートセンター面談の機会を設定し、各職員のメンタル面の早期把握を行った。
- ・ユニットが孤立しないよう本体施設職員や地域小規模児童養護施設職員が応援、連携できる職員体制を構築。
- ・各ユニットが 2～3 ホームでチームを組み、チームリーダーを中心に月 1 回のチーム会議を行い、各ホームにおける課題などを情報共有できる体制を構築。
- ・ミーティング時間をこれまで以上に確保し、職員の困り感等を共有。
- ・児童と職員の関係性を日誌のみではなく定期面談を実施し把握。
- ・ファミリーホームにおいて業務分担を明確にすることで、これまで一人に偏っていた業務負担を軽減する。
- ・タイムアウト室使用の判断の組織的共有化、可視化(確認簿の設置・活用、運用の随時見直し)
- ・緊急対応が必要な場面において、経験の少ない職員でも、1 対 1 で対応しなくて済むようなバックアップ体制として、各ホームと管理職への PHS 配置により、事務所や他ホームとの緊急連絡体制を構築する。(研修体制等)
- ・職員間のコミュニケーションを円滑にするための研修を実施(外部講師)。
- ・個人別育成(研修)計画を策定する。全ての職員に対しての子どもの権利擁護意識向上の研修の実施。新任職員研修会にて、被措置児童等虐待・こどもの人権擁護についての学習を実施する。
- ・虐待防止や人権擁護関係の研修は、職種に関わらず必ず受講。施設内研修でも、ロールプレイを取り入れ、実践的な内容とする。外部講師を招き、事例検討会を開催。
- ・CAP 等の研修の取組。CAP プログラムの研修導入
- ・障害のある児童に対する対応方法等の研修実施。
- ・中堅職員に対するマネジメント研修を実施。また、暴力の聞き取りに関するマニュアルとロールプレイを全職員で実施。
- ・虐待防止研修によりユニット単位及びユニット合同でのグループ協議により目標を設

定し、一定の実践期間後、他職員から評価を受けた。

- ・施設担当児童相談所と連携し、子どもの権利擁護についての研修を実施。
- ・リモートによる外部研修へ参加。認知行動療法等を取り入れたコグトレ（認知作業トレーニング）を実施。
- ・性に関する園内研修を実施。
- ・全職員へのCAP研修の実施や当該職員への虐待関連研修への参加を義務付け。
- ・里親会等の実施するオンライン等を積極的に受講し、共有。
- ・嘱託医による精神科薬の扱い方研修を実施。
- ・児童精神科医師による「特性のある児童への対応方法、留意点(全2回)」研修の実施。
- ・各部門から他部門への研修を実施、お互いの業務の「見える化」を推進。
- ・職員一人一人のスキルアップと支援の透明性の確保を図るために、「安全委員会方式」「アンガーマネジメント」「アタッチメント」「CARE」の研修を受講する。アタッチメント理論に基づいた傾聴を中心としたアプローチへの変革を進める。（記録、自立支援計画、マニュアル等の整備）
- ・今回の事例を踏まえた記録・マニュアルの検証を行い、見直しを検討。
- ・自立支援目標に性に関する課題への支援目標を掲げ、具体的な支援を実践し評価を行うこととした。
- ・形式的だった自立支援計画を改め、策定時に児童の意向や意見を取り入れられるよう改善を図る。
- ・『個別支援プログラム』の運用について、子供一人ひとりの状態に見合ったプログラムとして運用を徹底して行く。
- ・日課について、小学生から高校生まで全員が同じ日課を過ごすといった画一的なものではなく、子供の発達や個々の状態像に合わせた支援ができるよう日課の小グループ化をして行く。
- ・夜間、宿直職員のみで対応困難な事態に陥った際の、他の宿直者への応援を求めるツールの見直し等。
- ・全職員が参画し、施設内虐待防止マニュアルを全面的に見直した。
- ・入所時に児童に配布する資料について、児童の理解を促すために、権利擁護に関するものと施設内でのルール等を記載したものに分けて作成。
- ・ケアプランに身体拘束に関するガイドラインに則った対応を位置付け。
- ・ヒヤリカード（ヒヤリとした場面の情報を共有することで事故防止へつなげる）、ほっこりカード（ほっこりした場面の情報を共有することで職員間的话题を増やし、円滑なコミュニケーションへつなげる）を新たに作成した。パソコン入力により対応可能とし、データ管理、集計の省力化を図ることとした。
- ・施設の基本構想、中長期計画、事業計画、目指すべき職員像の改正。
- ・各部門が作成する個別支援計画及び自立支援計画を連動させ、見直しの機会を増やす。
- ・内部の情報共有を適切に行うため、新たな記録ソフトを導入。

#### 【児童、保護者等への対応】

- ・施設長、施設職員が家庭訪問し、保護者に謝罪した。また、他の入所児童に説明し、事案発生について謝罪した。
- ・不安や悩みを抱える児童の声を聴く取組み、児童の声の発信の場づくりとして、臨床心理士によるカウンセリングを定期的実施。
- ・児童を地域小規模グループへ移動。
- ・外部から児童の様子を見てもらうため、児相による定期面接を依頼すると共に、児童の意見表明のための意見箱の復活を図る。
- ・被害児童への心理的ケアを実施した。
- ・全児童を対象として実態調査を実施。
- ・職員が、病院の入院患者を介して、本児と電話、手紙のやりとりを継続していたことが発覚したため、施設長が厳しく指導。しかし、本児と職員がLINE でつながっていること等が再び発覚したため、LINE の連絡先をそれぞれに消去させた。
- ・児童自身もルール違反に関し、自分たちとしてもやりすぎだったことを認め職員に謝罪。職員も謝罪し、和解した。
- ・全児童に対して生活状況の聞き取りを実施した。
- ・第三者委員と児童の顔合わせを行い、児童から直接第三者委員に相談できる仕組みを構築。
- ・ファミリーホーム辞退届、里父の里親辞退届の提出があり、受理する。保護者への謝罪等は児童相談所が対応。
- ・被害児童を一時保護して、事実を調査。児相職員同席の上、施設長らが被害児童と面会し、施設長、該当職員から説明と謝罪。
- ・権利ノートを用いて、全児童に対して権利擁護の説明を行う。
- ・子どもの会議であるトークデイを必要に応じて開催。
- ・児童への対応を複数職員で行うことやグループワークの充実により職員との信頼関係を構築する。
- ・児童への謝罪をすぐに行ない、当該職員については、配置転換を行なった。
- ・全児童に対し、子どもの権利、SOS の出し方について学ぶ機会を提供した。また、全児童に対する聞き取りを外部機関が行った。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

**【職員、体制面への対応】**

(改善状況の確認等)

- ・施設へ赴き調査を実施。検討・改善事項について施設で聴取し、確認。
- ・改善計画の実施状況報告を指示し、毎月報告を求めた。
- ・指導監査等において、施設の勤務体制を確認するとともに、施設より改善に向けた計画の提出を求める。
- ・寮ごとに実施している児童支援のチェックリストの運用について、感情コントロールや身体接触を伴う支援についての項目を新たに加えるなど、チェックの効果を更に高

- め、改善すること。
- ・施設の所管児童相談所が、研修計画や人権擁護の取組を確認。
  - ・社会福祉審議会での意見を踏まえて、児童相談所へ結果通知を発出。児童相談所からの改善策報告を求めた。
  - ・臨時の施設監査の実施から文書指導を行い、改善結果報告を提出させた。
  - ・定期的な面接により養育支援を実施。（発覚時、既に特別養子縁組成立のため、里親委託を解除していた）
  - ・障害者虐待主管課により状況確認。
  - ・児童相談所及び障害部局（障害者支援課、保健所福祉課）による改善報告の確認を行った。
  - ・里父を里親登録解除。里母に対しては、文書にて本事案に関する検証及び再発防止についての検討結果を提出させた。
  - ・第三者委員会を設置しての再発防止策の検討を指示し、検討の進捗状況について報告を求める。
  - ・過去に発生した被措置児童虐待事案に対する改善状況の取組状についても継続的に行政指導監査等の機会において確認。（S V体制、職員支援体制の整備等）
  - ・危機管理体制の整備と風通しの良い組織運営の確保を求めた。
  - ・子どもの行動を制御・支配しようとする現状について、健全な成長を阻害することを全ての職員が認識できるよう徹底的に意識改革を行う。既存ルールの見直しを始め、体罰は絶対に行わないようにするなど組織運営体制の改善を指示。
  - ・担当養育者の意向ばかりを優先するのではなく、専門職やチームの意見も踏まえた上で養育が行われるよう、児童一人ひとりに対するカンファレンスを適時適切に行える組織運営体制を指示。
  - ・支援に心配な点や不安がある職員を従事させる場合には、管理監督者の責任において、当該職員に注意を払い、何かあった際には直ちに介入・指導できる体制を整える。
  - ・勤務している職員の応援体制が実効性のあるものとして機能できるよう、全職員向けに児童支援の介入時の役割分担、心得や手順を周知するとともに、応援に入ることが想定される事務所の専門職等が、職員体制が手薄になりやすい時間帯に積極的に気に掛ける体制づくりを行う。
  - ・被措置児童等虐待につながりかねない日常の様々な支援場面における不適切な職員の関わりや予兆を適時適切に拾い上げ、予防的介入ができるようなガイドラインを作成し、それが実効性のあるものとなるような組織運営体制に見直すこと。
  - ・幹部職員、SV、ホーム長、児童相談所で、特性のある職員への人材育成を含めた話合いの機会を設けていく。
  - ・人員不足解消に向けて児童相談所との協議を継続、人員確保を図った。
  - ・新人職員及び児童養護施設の未経験職員等に対しては、育成や資質の見極めにより、適した配置先や他の職員の配置のあり方等を再考するとともに、チーフ1名を主とした育成体制ではなく、主任保育士や研修委員等とも連携した、より組織的な体制を構築するよう求めた。

- ・里親支援専門相談員や民間フォスタリング機関と連携し、里親家庭の養育状況について適宜把握。
- ・SV体制及び職員への支援体制の充実を図るため、求人による人員確保の努めるように指導を行った。
- ・児童精神科医療との連携、心理治療計画の策定や日常的な情報共有を行うとともに、定期的に職員の判断や治療経過に関して検討し、速やかに適切な支援に修正することが可能となるよう、組織的な治療体制の構築に取り組むことを指導した。
- ・興奮した児童等に対して複数の職員が対応するような体制整備を指示。(研修等)
- ・研修において、被措置児童等虐待や児童の権利擁護について周知を図る。
- ・児童からの暴言等を受けた際の職員のセルフコントロールについて演習形式の研修を行うなど効果的な取組について検討すること。対応が難しい児童について、トラウマインフォームドケアの考え方を取り入れた研修を検討すること。
- ・子どもからの誘惑や距離間が近い場合の回避方法や支援方法について、すべての職員に徹底されるよう、演習型の研修を行うなど効果的な取組を検討するよう指導する。
- ・管理監督者自らが、子供を権利の主体とする子供の権利擁護意識を向上させるための研修に参加すること。
- ・集団からの分離やホールディングの適切な対応方法等について、職員間での話し合いや演習形式の研修の機会を通じて再確認すること。
- ・発達障害、愛着障害、アンガーマネジメント等職員の対応スキルの向上に資する研修を実施すること。
- ・課題のあるベテラン職層の職員に対し、チームアプローチの重要性を個別の指導や研修を通じて明確に伝え、自らのこれまでの経験で培ってきた支援方法についても振り返らせる。
- ・中途採用の非常勤職員についても、トラウマインフォームドケアなど被虐待児童の特徴に対する理解を深めるために必要な研修を課す。
- ・児童相談所職員が、施設内において講師として研修を実施した。
- ・県主催の障害者虐待防止・権利擁護研修に参加。
- ・定期的な研修が実施されていなかったため、具体的な研修計画を立案するよう指示。
- ・里親に対して、里親が行う養育に関する最低基準や児童の権利擁護について学ぶため、認定前研修の受講を義務づけた。
- ・里親養育包括支援機関による里親の養育スキルの向上や里子との良好な関係構築を目指した研修を実施。
- ・新たに子どもの委託を受ける際の研修を新設し、子どもの権利擁護などについて、改めて認識を持っていただく機会を設けている。
- ・再発防止策として、アンガーマネジメントやタイムアウト等の施設内研修を行った。(その他)
- ・職員のストレス緩和への取組を推進し、積極的に利用を促すようにする。
- ・職員に対しては、今後本児に一切接触しないことや本施設に近づかないことなどを誓約させる。

- ・職員については、被措置児童等虐待を繰り返した職員であるため、直接処遇の業務に従事させるのであれば、心理カウンセリングへ通所をさせるなど、認知・行動の改善を図るための対策を講じた上で、慎重に判断すること。

#### 【児童、保護者等への対応】

- ・児童相談所による全児童への面接により、被害状況を確認するとともに、心理面談により必要なケアを実施。
- ・施設心理職が児童相談所心理職と連携して職員の対応の不適切さを伝え、子ども自身の愛着の問題に向き合うような働きかけを行うこと。
- ・本児について、行動観察と心理診断を行った上で、他の養育家庭へ委託措置とするか児童養護施設へ入所措置とするか検討していく。
- ・児童に、グループホームや本園内で職員や他児童の不適切な行為があった際に職員に報告・相談ができるよう、権利擁護の視点を入れた性教育を実施すること。
- ・被害児童を他の児童養護施設に、通告した児童をファミリーホームに一時保護委託し、児童に対する聴き取りを実施。被害児童は一時保護委託先をファミリーホームに変更後、同ファミリーホームに措置変更。通告した児童は、ファミリーホームに一時保護委託、精神科病院に入院後、元の施設に戻る。
- ・一時保護を予定したが、本児が里母からはなれることを強く拒んだため一時保護はせずに、里父とは会わせないことを条件に里母実家宅で過ごすこととし、児童相談所への来所時に本児の様子をフォローすることとした。
- ・里親養育包括支援機関に心理訪問支援員を1名配置し、子どもの心理的ケアや里親への専門的助言を行うとともに、里親等相談支援員を1名増員し、訪問支援の充実を図っている。
- ・全ての里子に対し、少なくとも年2回、児相との面接機会を設け、年齢が低い里子以外については、できる限り里子が話をしやすいように、面接場所を児相や学校に設定している。
- ・所管課職員が被害児童及び加害職員、及び同施設入所児童及び職員全員の聴き取りを行い、事案発生時の状況及びその他の状況等について確認を実施した。

### 3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は58（79.5%）であり、行っていない自治体は15（20.5%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は44（60.3%）であり、していない自治体は29（39.7%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は39（53.4%）であり、していない自治体は34（46.6%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は70（95.9%）であり、していない自治体は3（4.1%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が71（97.3%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が47（64.4%）、連絡先の電話番号を教えている自治体が71（97.3%）、意見箱を設置している自治体が44（60.3%）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が28（38.4%）、定期的なアンケートをとっている自治体が12（16.4%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、42（57.5%）であり、実施していない自治体は31（42.5%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、57（78.1%）であった。



	73 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	58	15
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	44	29
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	39	34
4	施設・里親への周知	70	3
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	73	0
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	71	
②	児童相談所職員が入所前に周知	67	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	58	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	58	
⑤	掲示物等で周知	25	
⑥	その他	6	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡す	47	
②	届出先の電話番号を教える	71	
③	意見箱の設置	44	
④	第三者委員の連絡先を教える	28	
⑤	定期的なアンケート	12	
⑥	その他	10	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	42	31
8			
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	47	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	13	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	32	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	57	
⑤	その他	16	

## (別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

### 1. 身体的虐待

#### 【乳児院】

- ・子どもが食事中に部屋から飛び出したため、追いかけてお尻の部分を押さ、その後は、手を引き、部屋まで連れ戻した。別の子どもがコップを投げようとした際にも、子どもの手を叩き、他の子どもに対しても、食事中に子どもの手を叩いたこと、寝かしつけのために厳しく寝るように迫ったことも認めた。さらに別の子どもについても、なかなか寝ないため、寝かしつける際にも叩いた。
- ・居室内を走り回っていた子どもを捕まえて、頬を叩いた。食事中にふざけてスプーン等を落とす子どもに対して、スプーンやフォークで頭を叩くといった報告もあった。

#### 【児童養護施設】

- ・絵本で頭を叩かれた、頬を叩かれた、背中を強く押さえたとの訴えがあった。注意する場面で頭を叩いたり、背中を押して部屋に入れたことなどを認めた。
- ・子どもを雑巾のように扱って床をひきずる。別の子どもに鍋の蓋を投げつけたり、風呂場に閉じ込める等の行為があった。その他、複数の子どもに対し、暴言や、胸ぐらを掴み壁に押しつけるなどの暴力を振るった。
- ・施設として、虐待に該当する行為を行っていた職員であることを把握しつつ、迅速に届出機関への届出をしなかったり、被害を受けた子どものユニット担当を継続させるなど、必要な対応をとらずに放置していた。被措置児童等虐待通告を逃し、結果として、職員の虐待が繰り返された。
- ・子どもに対して医務室内で暴行を加え、顔面に痣が残る怪我を負わせた。また、子どもに対してソフトボールのキャッチャーが膝に装着するレガースを装着させた状態で、少なくとも複数日に渡って、講堂内で生活をさせていた。他にも、子どもが他の職員の注意に対して言うことを聞かず、暴言を吐いたり叫ぶなどしたため、頭を叩くといったことが2～3回あった。
- ・職員が子どもに対して叩く、髪をつかむ、蹴るなどの行為を行った。
- ・学習に取り組むよう、職員が促しをするが、子ども本人の反抗や他児への妨害がエスカレートする。対応中、子どもから暴力が出たため、自身がやっていることを分からせる意図で、子どもに対し叩き返す、蹴り返すといった暴力を加減しながら繰り返した。職員が対応の限界を感じたため、他の職員に報告し、仲裁される。
- ・子どもが暴れ出したため、複数職員で取り押さえるよう試みるが、抑えることが出来ず、加害職員が子どもの背中を踏みつけた。
- ・子ども間のトラブルを仲裁する際、子どもの暴言にカッとなった職員が昼食用の食材を手あたり次第に投げ、別の子どもの頭に当たった。また、その後も暴言を続け、職員に詰め寄る子どもに対し、下駄箱にあった靴を投げつけた。
- ・職員が子どもに対して、こぼしたスープを器に戻して食べさせた。また別の職員による他の子どもに対する暴言の疑いがあったり、さらに別の職員は、運転中の子どもによる運転の妨げになる危険行為に対して拳骨をするということがあった。
- ・3階の屋外階段の柵の外側に出て遊んでいた子どもに対し、子どもの腕を強く引き、居室に戻した。子どもの胸あたりの服をつかみながら布団の上に押し倒し、両肩を押さえながら、大きい声で叱責をした。職員が駆けつけたときには、すでに柵の内側に戻っていたが、再度滑落する危険性と、直後の指導

に効果があると判断に基づき行った。

- ・職員2名について、反発する児童を押さえつけ、子どもの上着の首の後ろの襟元をつかんで居室に引っ張っていくなどといったことが何度かあった。  
また、別の職員は、子どもが意地をはって他児の誕生日のケーキを「食べない」と主張したケーキを食べてしまい、泣かせた。
- ・子どもと職員と口論になり、互いに喚き合っていたが、子どもの手首を掴み、空中に持ち上げたり、わざとマスクを外して顔近づけて大きい声を出してきたとの報告があった。  
また、別の職員についても、複数の子供から、幼児に対する言葉が威圧的との訴えもあった。暴れた子どもに対して、別室に引っ張っていき、怒鳴って怖がらせたりすることもあったという。また、ある子どもは、居室にいるよう命じられ、トイレに行けず便失禁させるといったことがあった。
- ・寮でのパソコンの使用に関して、ルールを勘違いして指導した職員に対し、子どもが殴りかかるような素振りをした。それを押さえつける職員に対し、足で蹴るなど激しく抵抗したため、職員が強く腕を握ってしまい、内出血を負わせた。
- ・子どもに対し、蹴ったり殴ったりした。また同児童を布団でぐるぐる巻きにし、脅した。
- ・子どもの泣き叫ぶ様子を私物スマートフォンに撮影し、家族に報告すると言って子どもに見せ、泣き止ませようとするのがあった。本児が他児を叩いたりすると、職員が持っていた工具を見せながら「指を切る」と子どもを脅かすことが数回あった。他児に手出した本児らに対し、地面に円を描いてその中にでないよう指示した。また道職員の指導の際、語気を強めて命令口調で指示することや、児童の感情を害するような言葉を発することがしばしば見られた。  
他の職員についても、言うことをきかない児童の服や腕をつかんで力づくで引きずって廊下に出して怒鳴ったり、他児が夕食を食べているのに廊下に放置させたり、子どもを見下したり馬鹿にする発言などがあった。
- ・職員が、子どもが「痛い」と訴えるまで指で突いたり、また他児らに対し、遊びの中で泣かせてしまうほどのパンチやキックをしたほか、玩具の包丁で児童の身体を刺すといった不適切な行為をした。また、指導に従わない子どもら暗い部屋やユニットバスに閉じ込めた。
- ・壁を叩くなどして暴れた児童に対し、押さえるなどしたが治まらなかった。それに苛立った職員が感情的になり、壁を叩いた。
- ・職員と子どもとでトラブルになり、室内でもみ合いになり、双方とも感情的になってしまう。逃げようとする子どもの腕をつかみ、壁に押し付けたり、顎や頬の部分を掴み、大声で叱責する等の行為に及んだ。
- ・日頃から他の職員への横柄な言動が目立つ児童に対して注意をしたことが発端となり、加害職員が暴言とともに児童を壁に押し付けたり、腕を背中に回し、床に押し倒し、倒れた状態で背中を何度も押した。
- ・他児をけなしたり、学校で問題を起こす等を戒める理由から、子どもの肩や頭、尻を職員が蹴った。
- ・子ども間のトラブルを指導しようとしたところ、子どもが職員の指導を聞き入れなかった。そのため、本児を移動させようとした際に当該職員が本児の腕をつねり、首を掴んだ。
- ・職員が子どもの口元にマスキングテープを×字に貼りつけて笑い、「こうしたら静かになるんじゃない?」と言っていた。また、本児に対し、「あなたとは関わりたくない」と言ったり、歩行の指導の中で、かかとを踏みつけるということがあった。
- ・子どもがお皿を出してほしい旨を職員に伝えたが、言葉遣いが悪いとして、頬を叩いた。
- ・他児の物を何回か盗んでいた児童について、再度同様のことが発覚した際、本児の襟首を引っ張ってベ

ッドから引きずり出し、大声で注意した。

- ・子どもの頭を叩いたり、平手で強く背中などを叩く、注意の際に服や腕を掴んで、無理やり引っ張られる、威圧的な言動などがあり、そういった指導が肯定的に行われていた。
- ・職員によりげんこつ等行為が行われていたり、日頃から厳しい口調で怒る等威圧的な対応を行っていたことで、子どもが委縮する状態にあった。
- ・窓から飛び出そうとした子どもを職員が引っ張り、掴んで叩いた。
- ・子ども間のトラブルを指導する際に、職員と口論になる。職員が本児に別室への移動を促すが、本児が動かないため、本児の腕を引っ張った。
- ・子どもが騒いでいる様子があり、注意する際、本児の座っている椅子の足を握って取ると、本児が倒れ込み、仰向けのまま倒れ、椅子の足を握って上に向けたまま抱えて離さないで、右足太もも、膝上上部付近を3秒ほどつねった。それでも椅子を離さなかったが力尽くで椅子を取り上げた。
- ・子どもへの指導の際、居室に入れようとして手を引っ張り、後ろから身体を押した。当該職員は、前年度も当該児童に対し不適切な関わりがあり、改善勧告を受けていた。
- ・きょうだい間でトラブルがあり、職員が仲裁したが、一方の子どもから職員に対し暴言があり、衝動的に本児の頬を叩いた。
- ・子どもと職員が言い合いとなり、本児が当該職員の頬を叩き、反射的に当該職員も本児の頬を叩いてしまった。
- ・子どもの行動を注意する際、本児の態度がよくなかったため、顎を片手でつかんでしまった。
- ・本児の学習態度について職員が注意するが、本児がそれに反発し、口論となった。職員が被害児童の左顎あたりを1回こぶしで殴打した。本児は興奮状態を止めようと壁に頭を打ち付けたりしたが、職員は「落ち着くように」と声をかけるだけで、体に触れて止めることはしなかった。
- ・職員と子どもとで言い合いとなり、興奮して乱暴な言葉遣いとなった本児が職員の胸を押して突き飛ばした。職員が体で押し返して本児の首を少しの時間片手で押さえた。
- ・子どもの行動がトイレにゴミを流し何度も詰まらせたことや、他児の入浴用品を勝手に使うことが続いたことで、施設職員からトイレと風呂はドアを開けてするよう指導をした。また、子どもの態度が悪かったことで、職員が頭を一発平手でたたき、胸を押した。

#### 【児童心理治療施設】

- ・子ども間で言い争いをしたことから、本児の首根っこを後ろから押さえたところ、おでこが床に擦れた。また、苦手な具材の入ったスパゲティが食事として出た際、洗って（具材の部分流して）食べるように言った。
- ・他児にカードを交換するよう強要していた本児に対し、職員がその際胸ぐらを掴み本児は勢いで転倒。転倒した際顔面を床で擦り、鼻出血があった。また、当該職員について、児童に対し強く指導する場面において暴力的、威圧的な対応を取っていた。
- ・子ども間で性問題が発生したため、本児と他児を別室に分離した。職員が手薄であったため、本児と他児の接触を防ぐ目的で、本児の同意を得た上で、本児の部屋（静養室）に30分ほど施設を行った。
- ・子どもの学習態度について、職員が個室で指導していたが、職員が児童の言動に対して冷静さを失い、頭部をげんこつで叩いた。
- ・職員とのトラブルから朝食を食べないと言って居室に閉じこもった児童について、職員が強制的に連れ

て行こうとし、児童の服を引っ張ったり、抵抗して寝転児童の足を2メートルほど引っ張った。

#### 【児童自立支援施設】

- ・子どもが無断外出し、職員の財布を持ち出し、金銭を使い、財布を捨てた。帰寮後、当該職員と話し合いの最中、職員が本児の頭部を平手ではたき、本児の頭部を拳及び水筒で殴る、本児の髪の毛を掴んで頭部を前後に揺する、膝から下を足の裏で蹴るなどし、怪我を負わせた。
- ・施設でのクラブ活動中にゆっくり走っていた本児に対し、職員が後ろから背中を押したため、転倒してしまう。その後、倒れたまま起き上がらなかった本児に対し、当該職員が立ち上がって走るよう指導し、顔面に蹴りを入れた。またランニング終了後に行ったストレッチ体操で、真剣に取り組まなかった本児に対し、当該職員が顔面に蹴りを入れた。
- ・教室で興奮状態となって暴れる子どもを注意する際、本児が当該職員の顔を引っ掻いてしまい、職員が反射的に本児の首を横から掴み持ち上げ、すぐに離すといったことがあった。その後、当該児童からさらに挑発的な言葉の投げかけがあり、当該職員はその場から離脱しながら足元にあったゴミ箱を蹴ってしまった。

#### 【里親】

- ・里子兄弟たちが虚言、大事な物を壊す、落書きしても黙っているなどの行動があり、里母が叱る際に手を出した。きょうだい間の揉め事があり、弟を30分ぐらい戸外に閉め出した。
- ・里父が子どもに対して、足で頭を押さえたり、拳骨をすることなどが何度もあった。里父による過度な考えの押し付け、日常生活での暴力、勉強の強要等に苦しんでいた。
- ・子どもが言うことをきかなかったり、ぐずって泣き喚くなどすると里母が怒鳴ることがあった。本児が追いかけてくると、里母が別室に15分くらい閉じこもり、対応しないことがあった。里父母とも、本児を引きずって道路まで出て、(寺院の) 鬼のところに行くぞと言って、脅かし、従わせようとするこももあった。また、里母が子どもを叱っていた際に、里父がどちらにも怒鳴り、里母も子どもも泣いてしまうこももあった。
- ・里母の知人の子どもを噛んでしまった本児を厳しくしつけるため、里母が本児の腕を噛み跡がつくほど噛んだ。
- ・子どもの生活態度のことで話をしている際に、里親が児童の顔面を2～3回拳で殴った。
- ・落ち着きがない本児に対し、話をしようとした際にもふざけや他児へのちょっかいを出したりしたことでカッとなり、おもちゃのバットで太ももや背中、脇腹等を叩いた。
- ・里子2名のトラブルを里父が注意する際、一方の子どもについては、うずくまった状態から起こそうとしてそのまま持ち上げようとしたが、子どもが抵抗したため、膝から落ちたり、顔面から落ちて怪我をさせた。もう一方の子どもについては、顔を近づけて大きな声で叱った。
- ・里母が、調理の手伝いの際に愚図った子どもの頬を叩いた。

#### 【ファミリーホーム】

- ・他の児童に対して手を出した児童に対し、注意しても聞かないため、加害職員が当該児童の頭を平手で叩いたり、手で被害児童を押しつけた。また、被害児童に対し、「一緒に暮らさないという選択肢もある。」などと発言し、泣き止まない被害児童をホームの外に出した。

- ・里父が在宅学習時や食事などの態度、子ども間の小競り合いなどを注意していたが、言うことを聞かなかったため、里父が児童の手や肘、足を中指で弾いて分からせようとした。
- ・問題行動が多かった本児に対し、トラブルを起こした際に養育者が3回程平手で頬を叩いた。

#### 【障害児入所施設】

- ・子どもへの指導中、離れようとした児童を追いかけ、背中を手の平で強く叩く。職員が出勤した際など、挨拶と称して両手で頭部を揺さぶったりする。子どもが食堂に入室する際、挨拶を注意し、入室させず食堂の入口に立たせる。子どもに対し、大声で叫んで接する、など。
- ・浴室で頭を壁に打つなどの自傷行為を行った子どもに対し、職員が本児を抱きかかえその場から動かそうとした際、うまく抱えられず、あおむけになった本児の足を持ち廊下に2～3m引きずり、腰や肩に内出血を負わせた。
- ・他の子をつねろうとした子どもについて、職員が子どもの腕を引っ張り自分の前で座らせ、両手で挟むような形で顔を叩いた。

#### 【児童相談所一時保護所】

- ・食後の歯磨き時に子ども同士がふざけていたところを怒鳴って叱り、子どものフラッシュバックの再燃につながった。別の職員が、縄跳びの回数をカウントする器具を止めてしまった子どもに対し、「アホ」と言った。また、別の子どもへの聴き取りで、『個別支援プログラム』において、廊下の雑巾がけを13往復させられたことが確認された。
- ・便失禁をした子どもに対し、殴る、顔を蹴るなどしたとの訴えがあった。また別の子どもについても、走り回ったりふざけたりして注意をしても言うことを聞かなかったため、5分以上カーテンを閉めたまま明かりも付けない暗い居室に一人ぼっちで閉じ込めるなどした。他職員から指摘されたものの、取り合わなかった。さらに別の子どもにも、性器を切ると脅し、ハサミを持ちだした。

## 2. ネグレクト

#### 【乳児院】

- ・一歳児の右前腕に不自然に骨折があり、明らかに人為的な強い力によって生じたものであると診断された。受傷機転と考えられる本児らの散歩外出に3名の職員が関わっていたが、職員の虐待行為によるものか、事故に起因するものか特定は困難と判断。施設の監護下で起きた出来事であり、原因が説明できないという状況は適切な業務が行われていたものとはいえないため、監護者である施設長のネグレクトであると判断された。
- ・明け方に乳児が泣きはじめたため、職員は他児を起こさないようにと考え児童をベビーラックに乗せ、居室外の個室に移動させた。その後、泣いていた乳児を個室に残し、しばらく放置した。

#### 【児童養護施設】

- ・中高生の児童3名の間でのトラブルの際、うち1人の態度に職員が感情的になり調味料の容器を机に叩きつけたり、子ども間で暴力を振るうことがあったが、職員がその暴力を容認した。
- ・入所児童間の性的問題に対して、施設において指導を実施していたが、記録が残されておらず、指導内容や進捗について施設内で共有がされていなかった。また、加害児の思考や行動の変容が期待できる性

加害プログラムの導入もなく、生活場面面接の実施に止まるなど、組織としての対応が不十分だったことから、加害児はその後も加害行為を継続させた。

#### 【里親】

- ・里親と養育補助者が夜間中も含めて不在だった際に、同居親族の男性が一時保護中の女兒に対し、筋トレルームで洋服の中に手を入れられ、胸などを触られたとの訴えがあった。同居人は訴えの内容を否定したが、一時保護委託中に里親が不在となり、適切な対応をとらず、監護が及ばない中で、同居人と二人だけで生活させたことが「ネグレクト」に該当。
- ・里親宅にて、里子の両腕・背中・両足に痣、左手足の怪我、おでこにたんこぶ等が確認される。両腕の痣は里母が掴んだときのもの、それ以外は本児が転倒したときのものと推測される。

#### 【障害児入所施設】

- ・車いすから転落した児童を看護師が抱き上げてベッドに寝かせるが、本児への処置をすることなく、そのまま退室。その後、看護師が再度居室に戻るが、本児がまるでベッドで鼻血を出していたかのように寝具を整えていた。翌日、額の膨張、顔面内出血の症状が確認された。

### 3. 心理的虐待

#### 【児童養護施設】

- ・職員が被害児童に対して、「君たちは税金で暮らしている」、「君たちは管理下にある」といった著しい暴言をした。
- ・職員が幼児を一人で入浴させた上、風呂掃除をさせた。また、本児が午睡時にトイレに行きたがったが、行かせず、そのため漏らしてしまうが、汚れた衣類を本児に洗わせた。別の幼児について、朝食を食べ終わらなかったため、行事に参加させず寮舎に残し、1時間弱の時間をかけて食べさせた。また、別の退職した職員についても、おむつを替えずに放置するというネグレクトが見られた。
- ・子どもとのトラブルから、職員が「自分で全部やれば良い」と言い、リビングに職員室の鍵を放置して去る。鍵を使用し、職員室から勝手にゲームを持ち出し、遊んでいた本児に腹を立て、「てめえ」と怒鳴り、ドアの壁を叩く、蹴るといった行為をした。  
指示に反し、騒ぎ立てた児童に対し腹を立てた職員が怒鳴る。本児は怖くなり部屋に逃げたが、追いかけられ、床にトイレトーパーを投げつけられた。
- ・見回りにきた職員が居室に入ってきて、寝ている児童の胸をなでたりした。最初は服の上からだったが、下着の上に手が入ってきたりしたとの訴え。
- ・職員が、ゲームの使用に関して約束を守れない児童について、ゲームで使用しているインターネットの有線を制裁的な意図でハサミにより切断した。職員は子どもには説明せずにこの行動をとったため、子どもは不安定になり、他児とのトラブルを起こした。
- ・子ども間のトラブルの際に、職員の注意を聞き入れられなかった一方の子どもに対し、そばの壁や椅子を蹴飛ばしたり、怒鳴るなどの行為があった。この場面を目撃していた別の子どもにも動揺がみられた。
- ・子どもから職員への暴言があり、職員もこれに応じて言い返してしまった。これまで同寮職員からの適切な指導は行われず、当該職員の不適切支援に係る予兆に適切に対応できていなかった。
- ・夜中に中高生男児が一室に集まっていたのを発見した職員が注意し、自室に戻るよう促した際に、腕を

引っ張ったり、「施設から出ていけ」と言ったりした。

- ・子どもへの指導の際に口論となり、職員が怒鳴り、椅子を強く引いて転がったところ、子どもが泣いてしまう。
  - ・行動等に特性のある児童の指導において、当該職員が暴言を吐いたり、リネン庫において長時間叱るといったことがあった。
  - ・職員について、日常的に暴言があり、指導しても改めない。アトピーがある児童に「かきむしって死んでしまえ」と言ったり、性的なことや「頭悪い、バカ」と言うなど。
  - ・寝室で子どもを寝かしつける際、職員が小学生男児4名に対し、頬や口にキスをする行為、頬を後ろから手で触る行為があった。
  - ・学習時間帯に児童間でトラブルから言い合いに発展した際、児童3人に対し、職員が暴言を吐き叱りつけた。
  - ・掃除の時間に起きてこなかった児童に対し、職員が指導の際に口論となった。職員が椅子に手をかけて子どもに投げつけようとし、追いかけるなどした。
  - ・子ども間の問題があったとき、職員が仲裁に入ったが、その際に壁を殴って穴を開けた。
  - ・子ども本人からの相談文書の報告に基づき聴取すると、他児に対し就寝前に廊下に響くほど大きな声で注意したり、他職員への当たりが強いなどのことが把握された。
  - ・職員が子ども（高校女子）に対して全ての支援をしたくないという気持ちが強くなり、食事の配膳、片付けをしない、他児との指導の仕方が違うなどの対応をした。
  - ・食事中に子どもが片手で食事をしていたことに対し、職員が注意を促すが、子どもが聞きいれなかったため、包丁をちらつかせつつ指導した。
  - ・子どもを叱る際に怒鳴るという行為が多々あった。指導の際に机を叩いたり、子を蹴るなどの不適切な対応があった。また、本児に対し、何らかの身体的な暴力があったと推察される。
  - ・子どもへの指導の際に、本児が反抗的な態度を取ったことから、職員のうち一人が人を傷つけることの重みを知ってほしいとの思いから、自らの顔面を殴り、本児にそれを見せつける等の対応を行った。
  - ・職員が児童を指導するため、自分の荷物をまとめさせたうえ、2日間施設外に連れ出した。1週間、他児との会話を禁止するとともに、私物を没収する対応を行った。
- また、職員が児童を指導する際に壁をドンドン叩く、風呂の時間を守らなかった児童に対して「早く出てこい」などと風呂のドアを叩く、児童が家に帰りたいと発言した際に「CWを呼ぶから帰ったらいい」と発言した。

この他、職員が児童への指導のやり取りの中で、服を引っ張ったほか、児童への指導の際にベッドに投げた。

#### 【児童心理治療施設】

- ・職員3名が指導場面において、強く怒鳴ったり、壁を殴る、机を叩くことがあった。
- ・日常的に、感情の起伏や好悪によって子どもに対して拒否的な言動を取ったり、また、児童の前で他職員を攻撃することで児童たちを委縮させるなどした。

#### 【児童自立支援施設】

- ・職員が冗談のつもりで手に持った包丁の刃先を子どもに向けるといった不適切な行為があった。
- ・授業妨害を指導する際、子どもが反発。子どもに移動するよう指示するが、従わない本児に対し、職員



が「今この教室にとって必要ない存在」、「邪魔でしかない」と発言する。

- ・部活動練習中、ふざけていた中学3年及び中学2年児童に対し、胸ぐらをつかんだり、手を振りかざし児童の帽子をはたくなどした。小学生も目撃し、怯えていた。

#### 【自立援助ホーム】（全体の集計値には含めていない）

- ・子どもにとって誰にも知られたくない入院歴について、職員が配慮なく大声で発言した。また当該職員を含め、子どもに対し、喫煙していると決めつけたような発言をしたり、「お前」というような言葉遣いがあったことも認めた。
- ・子ども間のふざけ行為があり、施設長が注意をしようとしたが、子どもが部屋に閉じこもって扉をふさいでいたため、「ふざけるな」と強い口調で怒鳴った。施設長が入室した際、子どもがその様子をスマートフォンで録画したり、煽る行動があり、施設長が子どもの私物を蹴る行為があったため、子ども本人が110番通報をした。

#### 【里親】

- ・子どもと里母との間で不登校に関して口論となり、里母が子どもに対して「一緒に死のう」と発言し、包丁を持ちだした。
- ・本児の面前で里母が里父に手を凍ったペットボトルで数発叩かれ、里母と本児の二人で近隣の交番へ駆け込んだ。また、本児が里親宅の家金を無断で持ち出したことについて、里父が本児を問いただす際に、竹刀を持ち出して椅子を叩いたため、里母が本児を連れて家から避難した。

#### 【ファミリーホーム】

- ・ホーム補助者による不適切な関わりとして、「子どもに対しスマートフォンを投げる」、「意図的に食器を割る」等の行為があった。

#### 【障害児入所施設】

- ・職員が私物の携帯電話で子どもの写真を撮ったりした。「ぶっとばしたい」、「殺すぞ」などとの暴言がある。また、児童の足を持って回すなどの行為や怖がる児童を威嚇することもある。
- ・汚い言葉を使う子どもに対し、反省を促すため、子どもを座位保持装置に乗せたまま部屋に連れて行き、照明もつけずに置き去りにしたり、また、かなり強い口調で責めることもあった。
- ・職員と子ども2名とで、就寝時間帯に他者に秘密で距離の近い個別な話しをしていた。本児らにとって、それを口止めされていたことが心理的な重圧となり、苦しめていた様子。職員は性的な関わりについては否定するが、子どもとの距離の近い個別な関わりについては記録には残していなかった。
- ・男性職員から女兒に対し、「手を握ろう」と言い、子どもが断れずに手を握られた。
- ・子ども間のトラブルの際、子どもを叱責し、寝具を居住スペース廊下に蹴り放り出し、15～20分程度寝かせた。

#### 【児童相談所一時保護所】

- ・子どもに対して怒鳴ったり、生活上のわからないことに対する子どもからの質問に対しても、「自分で考えろよ」との発言があった。別の職員についても、同様に突然怒鳴られるとの訴えもあった。

- ・子どもが職員に対して「ブス」と言ったことに対して、加害職員が「ブスはあなただ」と発言。

#### 4. 性的虐待

##### 【乳児院】

- ・職員が男児に対し、キスをしていた。また本児に対しては、積極的に抱きしめたり身体接触は多かったが、他児に対しては、乱暴に扱ったり、泣いたまま1時間以上放置するといったことも報告された。

##### 【児童養護施設】

- ・中3女兒から職員に好意を寄せる言動が見られ、夜間二人で会い、キスしたり抱きしめたりするようになる。職員が夜勤中、施設内のリビングで性行為に至る。深夜、職員が施設に女兒を迎えに行き、職員の自宅で性行為を行う。また外出した女兒と待ち合わた際にも同様の行為あり。
- ・職員と本児とでSNSの連絡先を交換。その後、職員の勤務時に、本児の求めに応じてキスをした。以降、夜勤の都度、ホール、公務室、居室などでキスや抱き合うなどの身体接触を繰り返す。休みの日にも複数回にわたって施設の外でデートをした。職員の勤務時に、職員の性器を本児に触らせる、本児の口内に射精する、本児の性器を触り、指を挿入するなどの行為をした。
- ・職員が宿直の日に、児童が生活するグループホームにおいて、本児とキスや性交渉及び性交類似行為、わいせつな行為をした。当該職員が宿直の都度、深夜に行われており、性器挿入行為については、他の入所児童らが登校後の午前中に行われた。
- ・職員が子どもに対し性器挿入するなどの性行為、わいせつ行為をした。他児が就寝した時間帯に、公務室内の和室及び本児の居室等において、複数回に渡って行った。

本事案に先立ち、当該職員による別の児童に対する身体的虐待、心理的虐待と思われる行為も報告されていたが、厳格な指導が行われていなかった。”

- ・子どもの入院時に、病室内において本児を抱きしめるといった性的な身体接触があった。それ以上の性的な接触は否定。職員は、自らに妻子がありながらも、手紙、電話、SNSなど多様な通信手段を用いて、本児に対して、「付き合ってほしい」などといった交際を求めるようなメッセージを送信していた。
- ・職員が、小学校高学年女兒に対し、いけないことだと理解しつつも、本児がマッサージをしてほしいと思っているのだと解釈し、内腿をさするといった性的な身体接触をしていた。
- ・高校男子児童が、夜間に眠れなかったため、服薬を求めて当直室をノックして呼びかけたが、反応がなかった。部屋を覗いたところ、職員が下着を下げて男性器が見える状態のまま、携帯電話で性的なサイトを閲覧しながら一時的に寝てしまっていたところを目撃した。
- ・職員が被害女兒とその弟を就寝させるため、3人で布団に入っていた。その際、下着の中に手を入れられ、お尻や陰部を触られたとの女兒からの訴えがあった。

##### 【児童心理治療施設】

- ・職員が性教育目的でUSBメモリスティックにアダルト動画データを入れて被害児童に渡していた。

##### 【自立援助ホーム】（全体の集計値には含めていない）

- ・入居する2名の女兒に対し、「お風呂に一緒に入るか」との発言がある。うち1名に対し、食事中に、性的描写のあるテレビ番組を見せ、児童が不快な気持ちになった。

### 【里親】

- ・本児が就寝中に、里父が本児の胸を触り、へそや陰毛、乳首を舐める、陰部へ指を挿入する等の行為を5回ほど行っていた。
- ・里父と被害児童が2人きりのとき、里父から抱きつかれたり、頬ずりや口にキスされることなどが10回以上あった。

### 【ファミリーホーム】

- ・学校でのアンケートにより、就寝後に里親の部屋に行き、性被害を複数回受けたことが把握された。別の児童は、里親の質問に答えない等があり、里親から体罰を複数回受けた。また別の児童については、他児と争いをしている際に、里親から体罰を受けた。他の児童についても、学校等で課題行動があった際に、里親から体罰を複数回受けた。
- ・高校女子が寝ている部屋に、里父が起こす際の行為として頬にキス、服の上から胸を触る、服をめくって、股間を触ることが数日間あった。

### 【障害児入所施設】

- ・別の子どもを寝かしつけていた職員が、高校女兒に対し、「散髪した髪がかわいいね」と頭をなでて、耳たぶを触った。

### 【指定医療機関】

- ・当該施設に入院している児童に対し、理学療法士がリハビリ中にベッドで仰向けの児童にまたがるような姿勢で、自分の顔を近づけキスを求める発言した。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～令和2年度)

○届出・通告者

(単位:件、[ ]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員・受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.9]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]
令和元 年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]
令和2 年度	108 [27.8]	20 [5.1]	25 [6.4]	150 [38.6]	5 [1.3]	9 [2.3]	5 [1.3]	6 [1.5]	6 [1.5]	3 [0.8]	42 [10.8]	10 [2.6]	389 [100]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度:214件、22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、29年度:277件、30年度:246件、令和元年度:290件、令和2年度389件

※児童家庭支援センター及び児童委員はその他に含む

## ○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
21年度	59 [27.6]	121 [56.5]	18 [8.4]	198 [92.5]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]
令和元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]
令和2年度	121 [31.3]	217 [53.2]	41 [10.6]	379 [98.2]	1 [0.3]	6 [1.6]	386 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[ ]%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.3]	9 [15.3]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]
令和元 年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]
令和2 年度	5 [4.1]	67 [55.4]	8 [6.6]	6 [5.0]	20 [16.5]	11 [9.1]	4 [3.3]	121 [100.0]

## ○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.8]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]
令和元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]
令和2年度	62 [51.2]	7 [5.8]	36 [29.8]	16 [13.2]	121 [100.0]

**児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉**

（被措置児童等虐待）

**第33条の10** この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

**第33条の11** 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

**第33条の12** 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通



告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

**第33条の13** 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

**第33条の14** 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第1項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第1項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

**第33条の15** 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福

社審議会に報告しなければならない。

- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

**第33条の16** 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

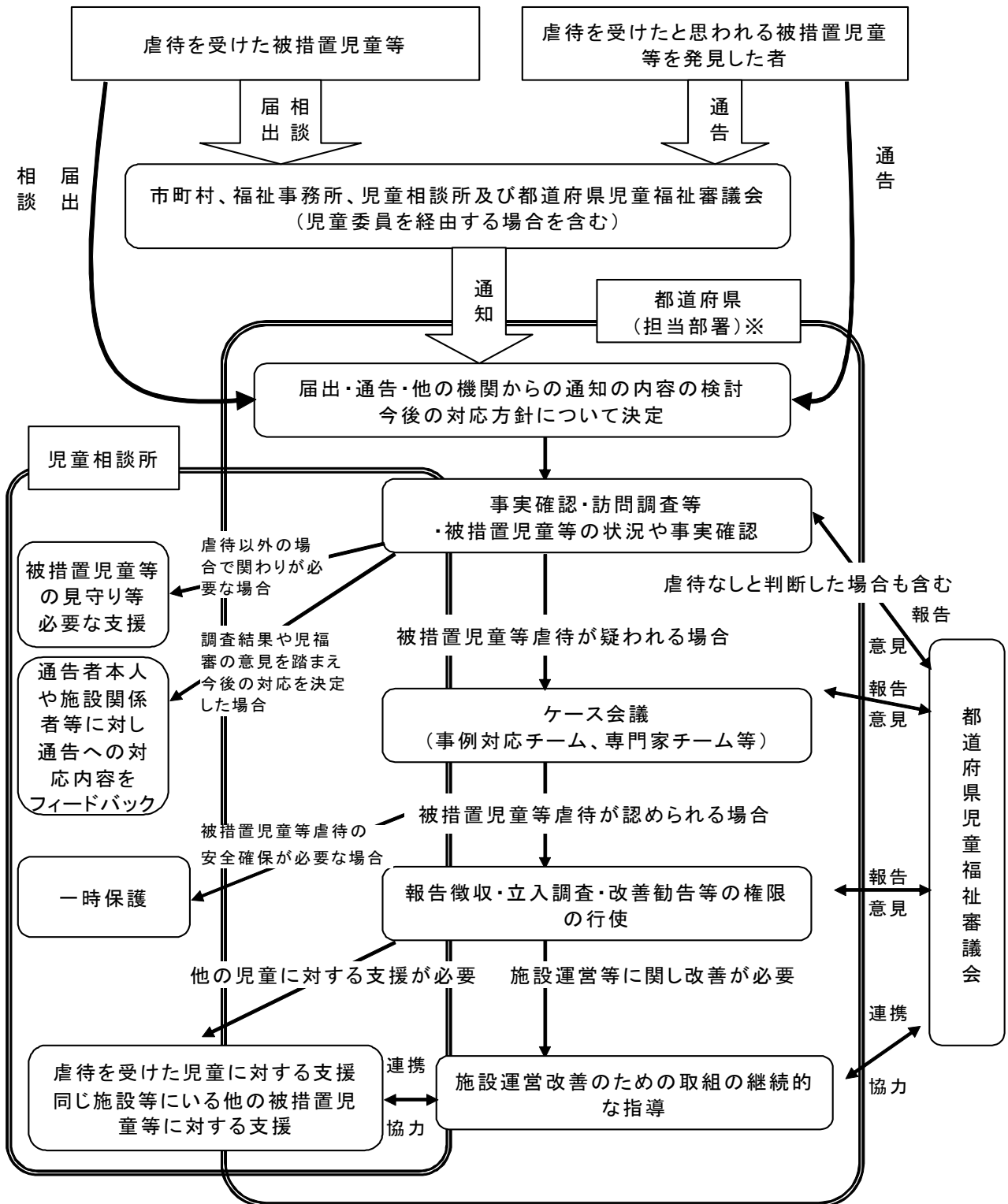
**第33条の17** 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

#### 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

**第36条の30** 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
  - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
  - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

## 被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。